

## 会員の処分公告（訓告）

以下の者について、当会会則第47条の規定に基づき会員の処分を行ったので公告します。

### 【被処分者】

氏名	支部	種別	登録番号	事務所名称 事務所所在地
春原 貞雄	川口支部	開業	11820278	春原社会保険労務管理事務所 川口市東川口 6-11-9
野口 茂	大宮支部	開業	11820048	野口社会保険労務士事務所 上尾市五番町 12-16
宇梶 純江	大宮支部	開業	11110036	すみえ社会保険労務士事務所 さいたま市北区土呂町 1-24-15 西口高安ビル 1F
渡邊 盛安	春日部支部	勤務等	11150102	
松橋 佳二	所沢支部	勤務等	13910232	
岩瀬 直行	あさか支部	開業	13210362	社会保険労務士事務所さきもり 和光市本町 31-2-905

処分をした年月日：令和7年12月12日

処分内容：訓告

処分理由：社会保険労務士法第25条の30、同第25条の36、

埼玉県社会保険労務士会会則第42条、同第49条第2項、

全国社会保険労務士会連合会会則第47条の2、倫理研修規則第3条違反

※受講が義務付けられている倫理研修について、令和6年度倫理研修を以って  
未受講が2年以上となること。

令和7年12月12日

埼玉県社会保険労務士会

会長 澤田裕二